

荒川区役所環境活動レポート

令和 5 年度版

対象期間:令和 5 年(2023 年)4 月 1 日～

令和 6 年(2024 年)3 月 31 日

令和 5 年度環境区民大賞 エコポスター部門小学生高学年の部入賞作品



目次

1 はじめに

- 1－1 環境活動レポートの目的 1
- 1－2 環境活動レポートの位置付け 2
- 1－3 対象とする事務事業の範囲・施設 3

2 点検内容

- 2－1 環境負荷の確認（省エネ管理システム） 7
- 2－2 取組状況の把握・評価（あらかわEMS内部監査） 7

3 点検結果

- 3－1 荒川区役所エコアクティブプランに定めた環境評価指標 8
- 3－2 環境目標の達成状況 9
- 3－3 あらかわEMS内部監査の実施状況 11

4 項目別の分析・省エネの取組状況

- 4－1 温室効果ガス総排出量について 13
- 4－2 電気使用量について 15
- 4－3 都市ガス使用量について 16
- 4－4 水道使用量について 17
- 4－5 燃料使用量について 18
- 4－6 用紙類の購入量について 19
- 4－7 廃棄物・ごみの排出量、リサイクル率について 20

5 環境配慮の新たな取組

- 5－1 森林整備事業の実施 21
- 5－2 生き物探しイベント「あらかわとつくろう！あらかわ生き物大図鑑」の
実施 21

6 参考資料

- 6－1 環境活動の取組経緯 22
- 6－2 環境関連法規 23
- 6－3 国、東京都の計画と目標値 26



1 はじめに

1-1 環境活動レポートの目的

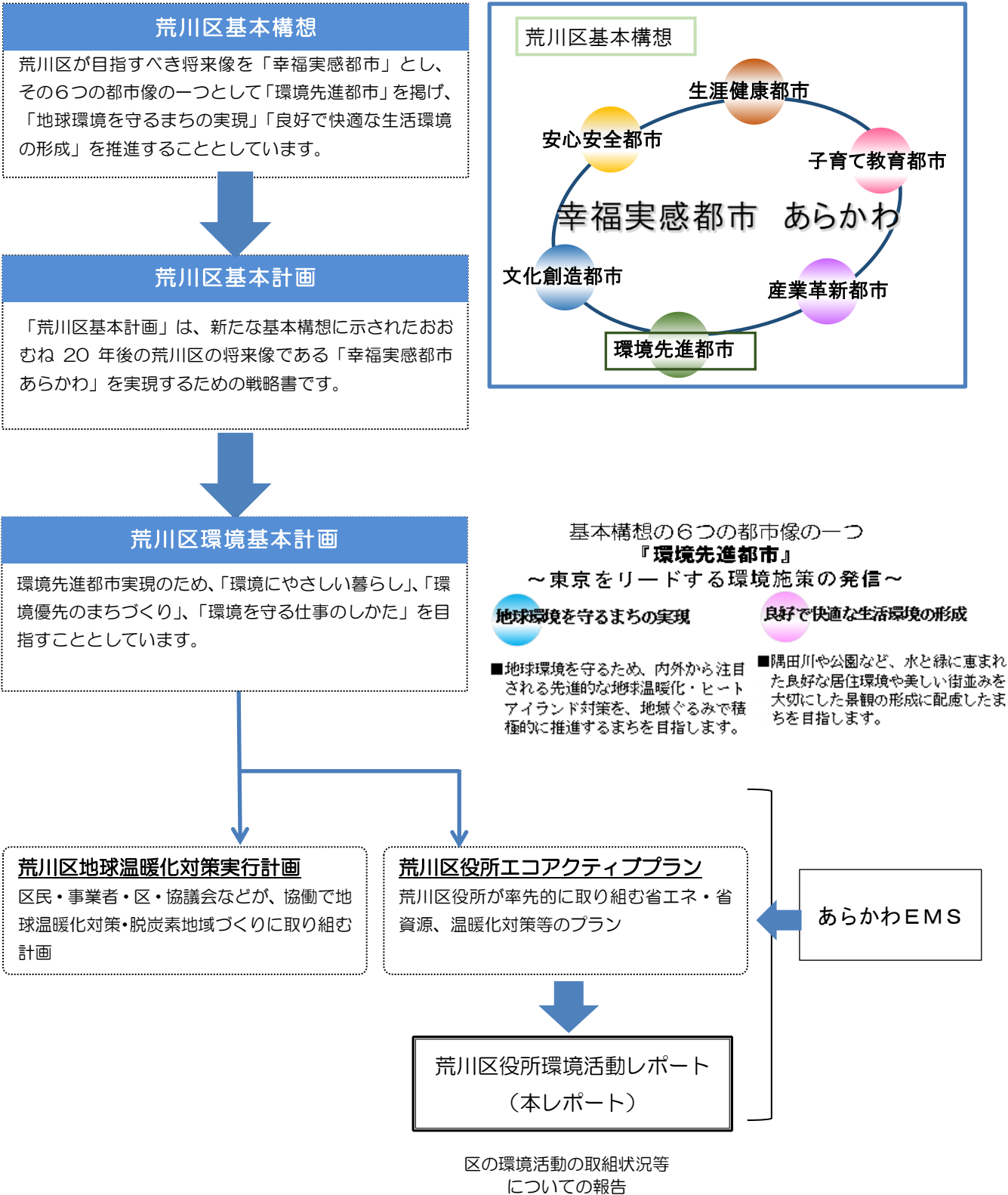
区は、平成 19 年 3 月に荒川区基本構想として「幸福実感都市あらかわ」を制定し、さまざまな施策を展開しています。荒川区基本構想で示した 6 つの都市像の一つである、「環境先進都市」の実現に向けて、平成 30 年に新たな「荒川区環境基本計画」を策定し、事業者の環境配慮を推進しながら、区が自ら率先して、環境負荷を軽減するための行動の実践を基本目標のひとつに挙げています。

そして、地球温暖化防止の推進や資源の有効活用等、環境負荷を軽減するための仕組みとして、区は独自に「荒川区環境マネジメントシステム（以下、「あらかわEMS」という。）」を制定し、「荒川区役所エコアクティブプラン」で定めた具体的な環境目標及び環境配慮の取組を、PDCAサイクルに沿って、環境経営の進行管理を行っています。

本レポートは、あらかわEMSが定める進行管理手順に従い、区の全事務事業における環境活動状況を、省エネ管理システムを用いたエネルギー使用量及び内部監査の実施等により点検し、評価することを目的として作成しています。

本レポートの結果をもとに、区の環境負荷軽減の取組を評価し、継続的な改善を図っていきます。

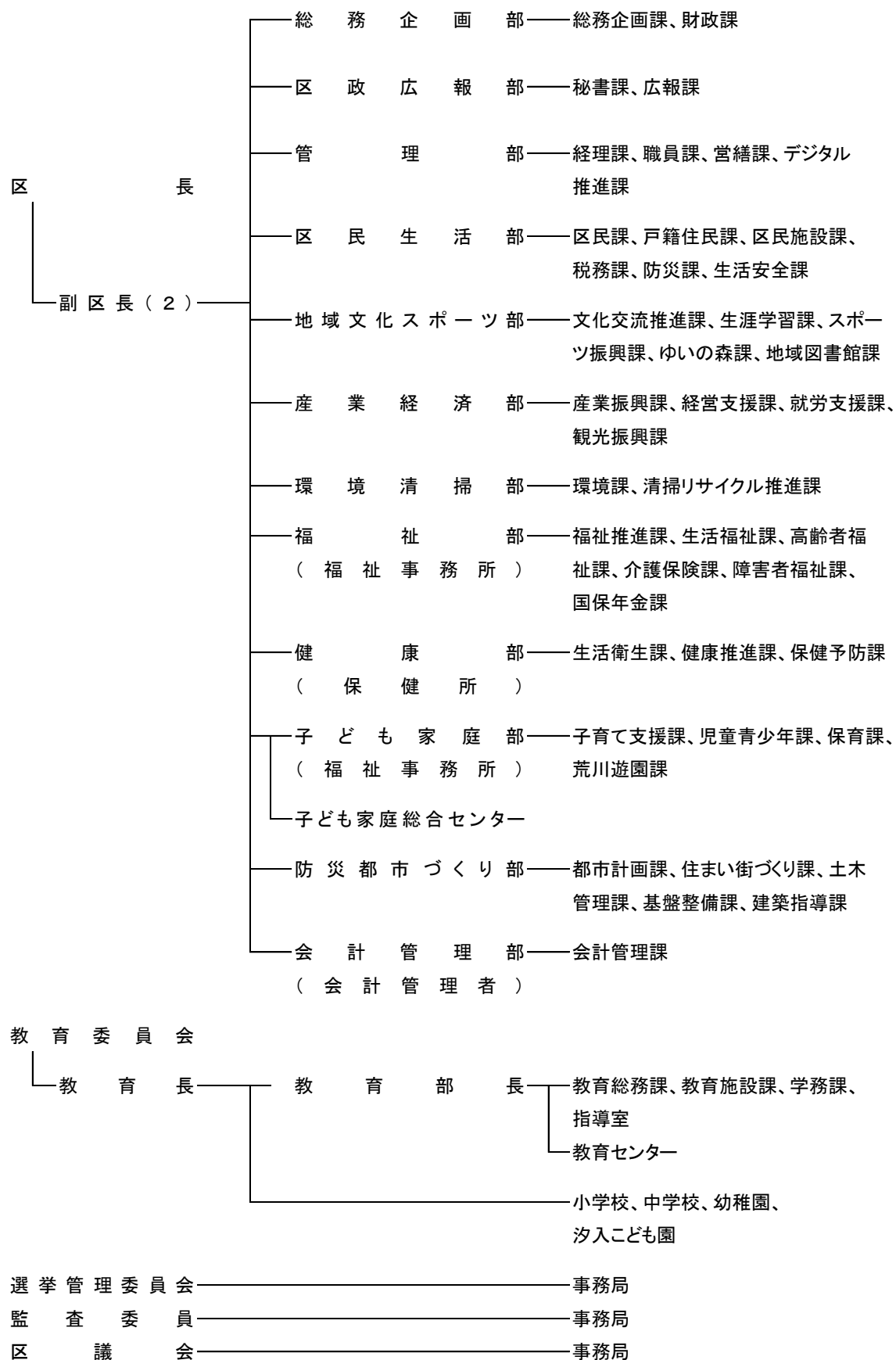
1-2 環境活動レポートの位置付け



1-3 対象とする事務事業の範囲・施設

点検対象は、区の組織及び施設における全事務事業とします。

(1) 荒川区行政組織図（令和5年4月1日現在）



(2) 対象施設 (令和5年度・施設用途別)

施設用途	施設名	施設用途	施設名
庁舎・ 区民事務所 7施設	荒川区役所本庁舎 荒川区役所北庁舎 荒川区役所分庁舎 南千住区民事務所 町屋区民事務所 尾久区民事務所 日暮里区民事務所	ふれあい館・ ひろば館 25施設	南千住区民事務所西部ひろば館 石浜ふれあい館 南千住ふれあい館 南千住駅前ふれあい館 汐入ふれあい館 峡田ふれあい館 三河島ひろば館 花の木ひろば館 荒川六丁目ひろば館 荒川山吹ふれあい館 町屋ふれあい館 町屋二丁目ひろば館 荒木田ふれあい館 東尾久小沼ひろば館 東尾久本町通りふれあい館 熊野前ひろば館 宮の前ひろば館 尾久ふれあい館 西尾久みどりひろば館 西尾久ふれあい館 東日暮里ふれあい館 タヤけこやけふれあい館 ひぐらしふれあい館 諏訪台ひろば館 西日暮里ふれあい館
保健施設 1施設	荒川区がん予防・健康づくりセンター		
環境・清掃施設 4施設	あらかわエコセンター 清掃リサイクル事務所 南千住清掃車庫 あらかわりサイクルセンター		
文化・ スポーツ施設 16施設	サンパール荒川 町屋文化センター ムーブ町屋 日暮里サニーホール 荒川さつき会館 男女平等推進センター(アクト21) 生涯学習センター 教育センター 荒川ふるさと文化館 荒川総合スポーツセンター あらかわ遊園スポーツハウス 南千住野球場 東尾久運動場 区民運動場 西新井橋野球場・少年運動場 日暮里地域活性化施設(ふらっとにつぼり)	子育て支援施設 2施設	子ども家庭総合センター 子育て支援課分室・宮地ひろば館複合施設
図書館 7施設	ゆいの森あらかわ 南千住図書館 尾久図書館 町屋図書館 日暮里図書館 汐入図書サービスステーション 冠新道図書サービスステーション	保育園 17施設	第二南千住保育園 三河島保育園 荒川保育園 荒川さつき保育園 原保育園 東尾久保育園 熊野前保育園 西尾久みどり保育園 第二東日暮里保育園 ひぐらし保育園 西日暮里保育園 南千住さくら保育園 はなみずき保育園 汐入とちのき保育園 上尾久保育園 南千住保育園 南千住七丁目保育園
		こども園 1施設	汐入こども園
		幼稚園 8施設	南千住第二幼稚園 南千住第三幼稚園 町屋幼稚園 花の木幼稚園 尾久幼稚園 尾久第二幼稚園 日暮里幼稚園 東日暮里幼稚園

施設用途	施設名
小学校・中学校 (併設学童クラブ・ にこにこすくーるを 含む) 37施設	瑞光小学校 第二瑞光小学校 第三瑞光小学校 汐入小学校 汐入東小学校 第六瑞光小学校 峡田小学校 第二峡田小学校 第三峡田小学校 第四峡田小学校 第五峡田小学校 第七峡田小学校 第九峡田小学校 尾久小学校 尾久西小学校 尾久第六小学校 赤土小学校 大門小学校 尾久宮前小学校 第一日暮里小学校 第二日暮里小学校 第三日暮里小学校 第六日暮里小学校 ひぐらし小学校 第一中学校 第三中学校 第四中学校 第五中学校 第七中学校 第九中学校 尾久八幡中学校 南千住第二中学校 原中学校 諏訪台中学校 南千住六丁目学童クラブ 東日暮里学童クラブ ひぐらし小学童クラブ移転建物
福祉施設 10施設	心身障害者福祉センター(たんぽぽセンター) 障害者福祉会館(アクロスあらかわ) 荒川福祉作業所 荒川生活実習所 尾久生活実習所 尾久生活実習所分場 精神障害者地域生活支援センター(アゼリア) 町屋三丁目障がい者就労支援施設(スタートまちや) 西日暮里六丁目障がい者支援施設 西尾久三丁目障がい者就労支援施設

施設用途	施設名
高齢者施設 15施設	荒川老人福祉センター 特別養護老人ホームグリーンハイム荒川 特別養護老人ホームサンハイム荒川 特別養護老人ホーム花の木ハイム荒川 南千住中部在宅高齢者通所サービスセンター グリーンハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター 荒川東部在宅高齢者通所サービスセンター 花の木ハイム荒川在宅高齢者通所サービスセンター 町屋在宅高齢者通所サービスセンター 東日暮里在宅高齢者通所サービスセンター 荒川授産場 南千住二丁目住宅(さくらハイツ南千住) 町屋七丁目住宅(さくらハイツ町屋) 西尾久三丁目住宅(さくらハイツ小台) 西尾久七丁目住宅(さくらハイツ西尾久)
公園施設 5施設	あらかわ遊園 荒川自然公園 土木管理事務所(南千住) 土木管理事務所(東日暮里) 区立公園・児童遊園・公衆トイレ
区外施設 2施設	下田臨海学園 清里高原ロッジ・少年自然の家
その他施設 36施設	町屋五丁目住宅 自転車置き場 南千住一丁目防災広場 南千住五丁目防災広場 南千住六丁目防災広場 荒川一丁目防災広場 荒川二丁目防災広場 荒川六丁目防災広場 荒川七丁目防災広場 町屋一丁目防災広場 町屋八丁目防災広場 東尾久二丁目防災広場 東尾久四丁目防災広場 東尾久五丁目防災広場 東尾久六丁目防災広場 東尾久八丁目防災広場 西尾久一丁目防災広場 西尾久二丁目防災広場 西尾久三丁目防災広場 東日暮里三丁目防災広場 西日暮里一丁目防災広場 町屋備蓄倉庫 尾久備蓄倉庫 日暮里備蓄倉庫 汐入公園防災備蓄倉庫 南千住四丁目防災備蓄倉庫 防災資器材備蓄倉庫 町屋安全・安心ステーション 荒木田安全・安心ステーション 峡田安全・安心ステーション 日暮里安全・安心ステーション 南千住駅東口指定喫煙所 日暮里駅前喫煙所 旧西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター 旧西尾久保育園 尾竹橋施設
施設数合計	193施設



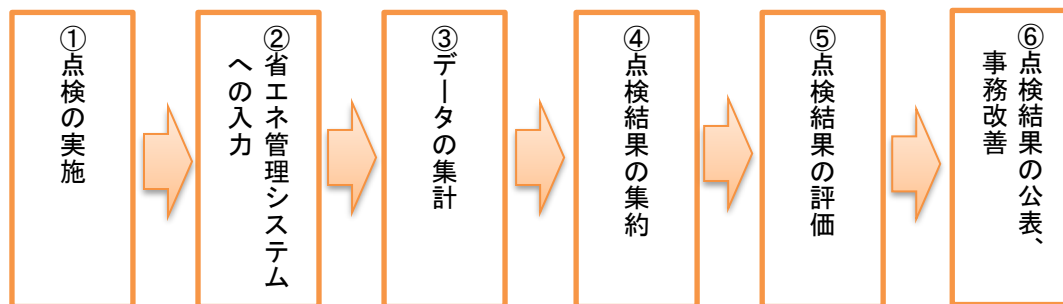
2 点検内容

2-1 環境負荷の確認（省エネ管理システム）

（１）省エネ管理システムを用いた点検手順

区の各組織・施設では、事務事業にかかるエネルギー消費量等の点検を実施し、省エネ管理システムに数値を入力します。環境課では、データを集計・集約し、点検結果を評価します。

省エネ管理システムを用いた点検手順は次のとおりです。



（２）エネルギー消費量の把握

区の各組織・施設で、省エネ管理システムに入力するエネルギー消費量等の量的データの項目は、次のとおりです。

- ① 電気使用量
- ② 都市ガス使用量
- ③ 燃料使用量
- ④ 水道使用量
- ⑤ 用紙等購入量
- ⑥ 廃棄物排出量
- ⑦ ごみ排出量

（３）「省エネ活動通信」の発行

四半期毎に「省エネ活動通信」を発行し、「電気」「ガス」「水道」の使用量について、全施設の前年度と今年度の同四半期を比較します。また、施設用途別にグルーピングを行い、用途別でも前年度との比較を行うことで、エネルギー使用量増減の傾向を分析します。

2-2 取組状況の把握・評価（あらかわEMS内部監査）

取組状況については、あらかわEMS内部監査にて把握します。あらかわEMS内部監査の実施にあたっては、環境清掃部係長級職員が内部監査リーダー、他部署の環境推進員をパートナーとし、各所管へのヒアリング及び現地調査を行います。



3 点検結果

3-1 荒川区役所エコアクティブプランに定めた環境評価指標 (区有施設の延床面積 1 m²当たり)

荒川区役所エコアクティブプラン(令和 5 年 3 月改訂版)で定めた環境評価指標は、次のとおりです。

取組事項	目 標
① 温室効果ガス総排出量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 54.5%以上削減する
② 電気使用量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 10.9%以上削減する
③ 都市ガス使用量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 10.9%以上削減する
④ 水道使用量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 20.0%以上削減する
⑤ ガソリン、軽油等燃料使用量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 10.9%以上削減する
⑥ 用紙等の購入量の削減	平成 25 年度と比べて増加しないようにする
⑦ 廃棄物排出量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 16.2%以上削減する
⑧ ごみ排出量の削減	平成 25 年度比で令和 12 年度までに 11.7%以上削減する

※環境活動レポートでは、⑦廃棄物の排出量、⑧ごみ排出量を公園施設の排出量(剪定枝等)を除いた排出量で算定する。

3-2 環境目標の達成状況

(1) 区施設全体における総エネルギー使用量による比較

令和5年度の区施設全体における前年度（令和4年度）との増減比及び目標値の達成率は、次のとおりです。

令和5年度時点では、⑤燃料使用量及び⑧ごみ排出量の2項目で令和12年度目標値を達成しています。また、②電気使用量、③都市ガス使用量、⑥用紙類の購入量及び⑦廃棄物の排出量の4項目も達成率8割以上と順調に推移しています。

④水道使用量は、前年度よりも8.5%増加しています。これは、令和5年度は夏季の気温が高く、公園等の水遊び場を例年より長く使用可能としたことが主な要因と考えられます。引き続き、節水の取組を徹底することが重要です

①温室効果ガス総排出量は、社会情勢等により小売電気事業者のCO₂排出係数が下がっていないため、達成率が6割程度となっています。今後、CO₂排出係수에配慮した電力調達に取り組んでいくことが重要となります。

項 目	単位	令和12年度 目標値※1 (a)	平成25年度 基準年※1	令和4年度 実績値※1	令和5年度 実績値※1 (b)	前年 比	令和5年度 達成率 (a÷b)
① 温室効果ガス 総排出量	t-CO ₂	7,757	16,504	12,834	13,226 (13,192)※2	+3.0%	58.6 %
② 電気使用量	千kWh	23,482	25,496	28,671	28,726	+0.2%	81.7 %
③ 都市ガス使用量	千m ³	1,463	1,589	1,692	1,636	-3.3%	89.4 %
④ 水道使用量	千m ³	490	593	489	530	+8.5%	92.5 %
⑤ 燃料使用量※3	t-CO ₂	987	1,072	668	668	+0.0%	147.8 %
⑥ 用紙類の購入量	t	329	329	344	350	+1.8%	93.9 %
⑦ 廃棄物の 排出量※4	t	864	997	964	877	-9.0%	98.5 %
⑧ ごみ排出量※4	t	580	635	622	558	-10.3%	103.9 %

※1 目標値及び各年度実績値については、小数点以下を四捨五入して表記。

※2 「多摩の森」活性化プロジェクトの森林整備等による34t-CO₂の排出量削減を反映した値。

※3 異なる燃料を比較するため、単位をt-CO₂とする。

※4 ⑦廃棄物の排出量、⑧ごみ排出量は、公園施設の排出量(剪定枝等)を除く。

(2) 環境評価指標（区有施設の延床面積 1 m²あたり）における基準年との比較

環境評価指標は、エネルギーの消費量の値を、エネルギー使用量と密接な関係にある数値（区有施設延床面積 1 m²あたり）の単位量で算出した値です。

基準年である平成 25 年度と、令和 5 年度の区有施設延床面積の推移は次のとおりです。

区有施設延床面積の推移	平成 25 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	前年比	平成 25 年度比 増減率
区有施設延床面積 (m ²)	403, 158. 32	420, 046. 38	419, 865. 60	-0. 04%	4. 1%

区施設全体におけるエネルギー消費量を各年度の区有施設延床面積 1 m²あたりで算出して比較した結果は次のとおりです。

各項目の詳細は 13 ページ以降に記載しています。

項 目	単位	令和12年度 目標値※1 (a)	平成25年度 基準年※1	令和4年度 実績値※1	令和5年度 実績値※1 (b)	前年 比	令和5年度 達成率 (a÷b)
① 温室効果ガス 総排出量	kg-CO ₂ /m ²	18.6	40.9	30.6	31.5 (31.4)※2	+3.1%	59.1 %
② 電気使用量	kWh/m ²	56.3	63.2	68.3	68.4	+0.2%	82.4 %
③ 都市ガス使用量	m ³ /m ²	3.5	3.9	4.0	3.9	-3.3%	90.1 %
④ 水道使用量	m ³ /m ²	1.2	1.5	1.2	1.3	+8.6%	93.2 %
⑤ 燃料使用量※3	kg-CO ₂ /m ²	2.4	2.7	1.6	1.6	+0.1%	148.9 %
⑥ 用紙類の購入量	kg/m ²	0.8	0.8	0.8	0.8	+1.8%	97.8 %
⑦ 廃棄物の 排出量※4	kg/m ²	2.1	2.5	2.3	2.1	-9.0%	99.2 %
⑧ ごみ排出量※4	kg/m ²	1.4	1.6	1.5	1.3	-10.3%	104.7 %

※1 目標値及び各年度実績値については、小数点第二位以下を四捨五入して表記。

※2 「多摩の森」活性化プロジェクトの森林整備等による34t-CO₂の排出量削減を反映した値。

※3 異なる燃料を比較するため、単位をkg-CO₂/m²とする。

※4 ⑦廃棄物の排出量、⑧ごみ排出量は、公園施設の排出量（剪定枝等）を除く。

3-3 あらかわEMS内部監査の実施状況

環境配慮の取組状況は、年1回、現地確認とヒアリングによる内部監査にて確認します。

令和5年度の実施概要及び監査結果は、次のとおりです。

(1) 実施概要

① 実施日 令和5年11月1日～令和5年12月18日

② 対象 25件

総務企画部	総務企画課	教育委員会事務局	指導室
管理部	経理課		第三峡田小学校
区民生活部	区民課		原中学校
地域文化スポーツ部	文化交流推進課	選挙管理委員会事務局	
	ゆいの森課/ ゆいの森あらかわ	その他 区施設	尾久区民事務所
産業経済部	観光振興課		三河島ひろば館
環境清掃部	環境課		尾久図書館
福祉部	国保年金課		町屋三丁目障がい者 就労支援施設
	生活福祉課		西日暮里六丁目障がい者 支援施設
健康部	健康推進課/ がん予防・健康づく り推進センター		南千住六丁目学童クラブ
			西日暮里保育園
子ども家庭部	保育課		第二東日暮里保育園
防災都市づくり部	基盤整備課		教育センター

(2) 監査結果

項目	評価		
	A 良好	B 概ね良好	C 要改善 (指摘事項)
省エネルギーの推進	24	1	0
省資源等の推進	20	5	0
法令の遵守及び職員の環境 保全意識の向上の推進	12	6	7

【主な優良事項】(A評価のうち特に優れた事例)

(1) 省エネルギーの推進

- ・ 空調設備については、中央制御に加えて、実際に職員が現地を確認してから温度管理を行い、過度な冷房や暖房にならないよう心がけている。
- ・ 日常的に行う環境配慮に関する取組について、行動マニュアルを作成し、省エネ対策について意識向上を図っている。また、1年間の活動実績を冊子にまとめて、考察

し、振り返りを行っている。実地調査においても行動マニュアルに記載された事項について、注意事項の掲示等を通して委託職員を含めた職員全員が高い意識を持って省エネに取り組んでいる。

(2) 省資源の推進

- ・ 区民等への電子アンケート調査を導入し、積極的にペーパーレス化を図り、用紙使用量の大幅な削減に努めている。
- ・ 毎週実施する係長会の資料を令和 4 年度よりメールで送信し、ペーパーレス化している。
- ・ 配布用グッズ（買物袋）にバイオマスプラスチック製品を使用した。
- ・ 窓付き封筒にグラシン紙を使用することでそのままりサイクルできるようにしている。
- ・ 教職員にも配布されているタブレットを活用して、職員会議や校内研究会をペーパーレスで実施している。
- ・ 連絡用アプリ「スクリレ」を活用してペーパーレス化を推進している。

【主な指摘事項】(B、C 評価に該当する事例)

(1) 省エネルギーの推進

- ・ 不必要な照明の消灯等が徹底されていなかった。

(2) 省資源の推進

- ・ 一部の印刷製本契約において、古紙配合率や総合評価値の数値、リサイクル適正マークの表記等を仕様書に記載していなかった。

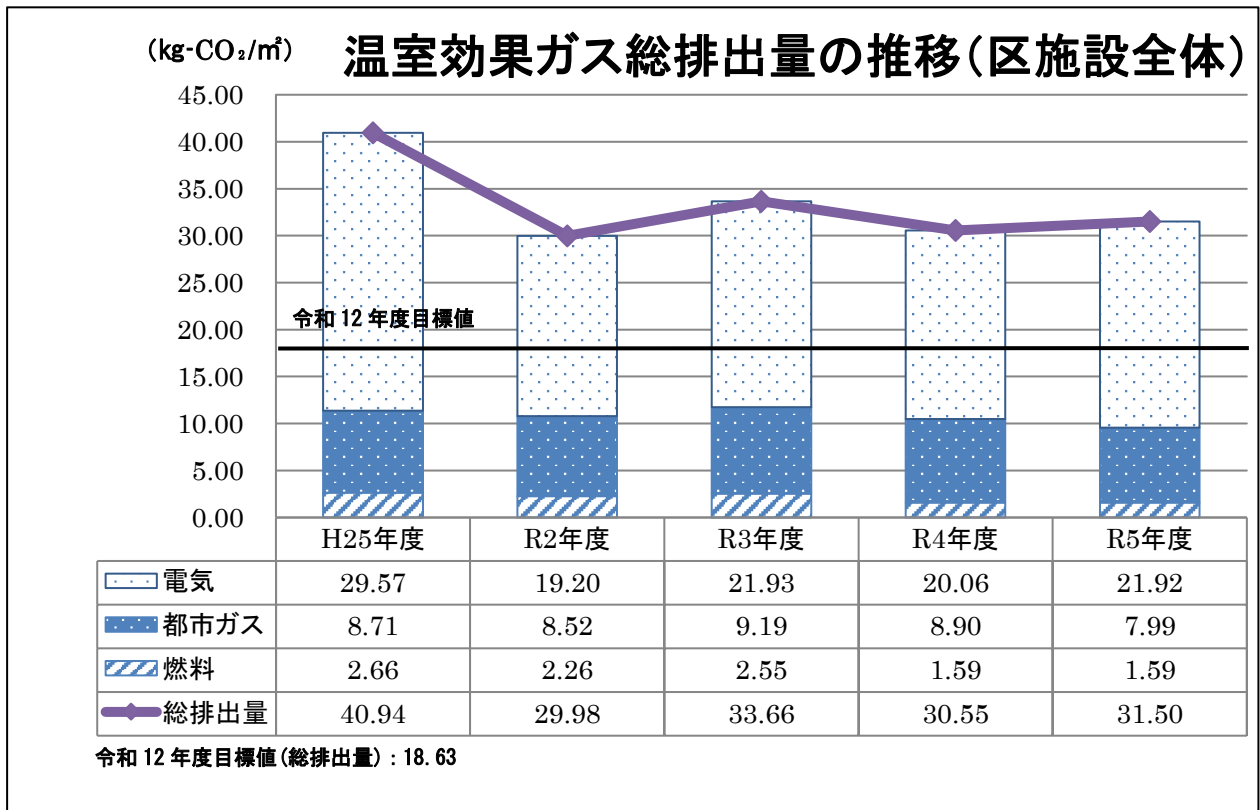
(3) 法令の遵守及び職員の環境保全意識の向上の推進

- ・ 産業廃棄物マニフェスト伝票に返却日が記載されていなかった。
- ・ 業務用エアコンの簡易点検の実施間隔が一部適正でなかった。



4 項目別の分析・省エネの取組状況

4-1 温室効果ガス総排出量について



温室効果ガス総排出量は、区有施設延床面積1㎡あたりで前年度と比較して増加し、平成25年度と比較すると減少(▲23.1%)しています。

温室効果ガスは、電気使用量、都市ガス使用量、燃料使用量に、各項目のCO₂排出係数を乗じた数値を合算して算出しています。算出方法及び各エネルギーの排出係数は次のとおりです。

【温室効果ガス総排出量算出方法】

$$\begin{aligned}
 \text{温室効果ガス総排出量[kg-CO}_2\text{]} = & \text{電気使用量} \times \text{電気のCO}_2\text{排出係数} \\
 & + \text{都市ガス使用量} \times \text{都市ガスのCO}_2\text{排出係数} \\
 & + \text{燃料使用量} \times \text{燃料のCO}_2\text{排出係数}
 \end{aligned}$$

【各エネルギーのCO₂排出係数】

電気	電気事業者が販売する電気1kWhあたりのCO ₂ 排出量で、環境省が毎年度公表している「電気事業者別基礎排出係数・調整後排出係数」の基礎排出係数を使用
都市ガス	都市ガス1㎡を燃焼した際のCO ₂ 排出量で、東京ガスネットワーク株式会社公表値(2.05t-CO ₂ /千㎡)を使用
燃料	燃料1ℓを消費する際のCO ₂ 排出量で、環境省公表値(ガソリン:2.32 t-CO ₂ /kℓ、軽油:2.58 t-CO ₂ /kℓ、天然ガス:2.22 t-CO ₂ /千m ³ 、灯油:2.49t-CO ₂ /kℓ、液化石油ガス(LPG):3.00t-CO ₂ /kℓ、A重油:2.71t-CO ₂ /kℓ)を使用

近年、温室効果ガス総排出量は横ばいで推移しています。この要因として、社会情勢等により、小売電気事業者のCO₂排出係数が下がらず、総排出量の約6～7割を占める電気由来の温室効果ガスの削減が進んでいないことが挙げられます。温室効果ガスの排出量を着実に削減していくためには、地道な省エネ活動や設備改修時の空調・照明・ボイラー設備等の省エネ設備への切替えといった電気使用量を削減する取組に加え、CO₂排出係수에配慮した電力事業者からの電力調達を推進していくことが重要です。

区が電力供給を受けた事業者の排出係数と、令和5年度の区施設全体の電気事業者別電気使用量の割合は、次のとおりです。

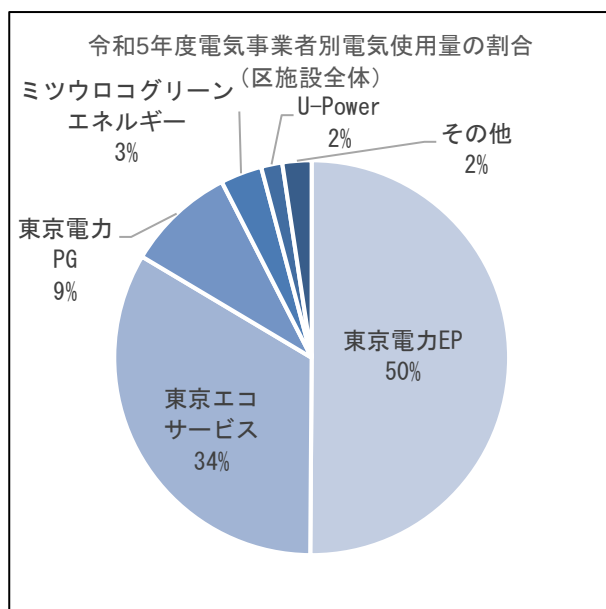
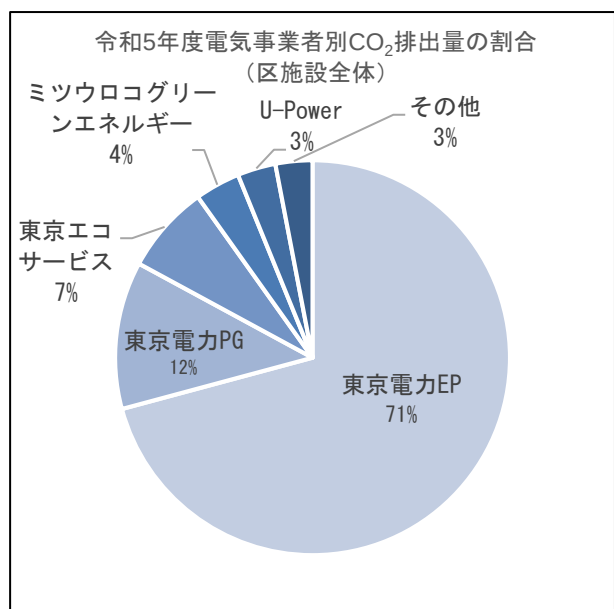
〔区が電力供給を受けた事業者のCO₂排出係数〕 (単位：kg-CO₂/kWh)

事業者名	H25年度※2	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
東京電力エナジーパートナー株式会社※1	0.531	0.457	0.447	0.457	0.457
東京エコサービス株式会社	0.080	0.052	0.105	0.088	0.070
秩父新電力株式会社	—	0.306	0.331	0.314	0.356
日立造船株式会社	—	—	—	0.175	0.184
株式会社U-POWER	—	—	—	—	0.585
株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ	—	—	—	—	0.491
UNIVERGY株式会社	—	—	—	—	0.453
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	—	—	—	—	0.352
東京ガス株式会社	—	—	—	—	0.387
日本テクノ株式会社	—	—	—	—	0.416
東京電力パワーグリッド株式会社	—	—	—	—	0.438

※1 東京電力エナジーパートナー株式会社は、平成28年4月1日に東京電力株式会社より小売電気事業を承継した。

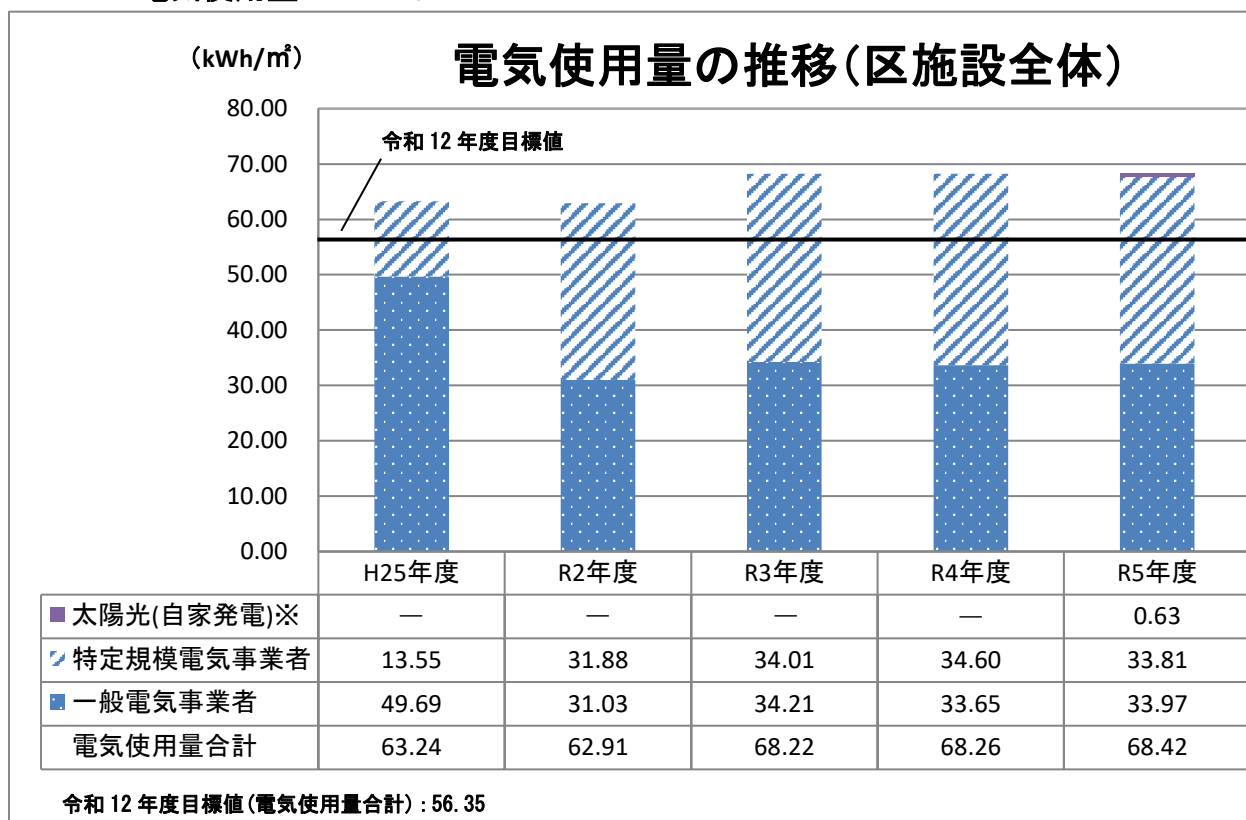
※2 基準年度は平成25年度実績の電気事業者別基礎排出係数を使用。他の年度は前年度実績を使用。

〔電気事業者別CO₂排出排出量・電気使用量の割合〕



※「東京電力EP」は東京電力エナジーパートナー株式会社、「東京電力PG」は東京電力パワーグリッド株式会社を示す。

4-2 電気使用量について



※太陽光(自家発電)は、「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)」の改正により新たに国への報告事項に追加されたことから、令和5年度実績より集計しています。

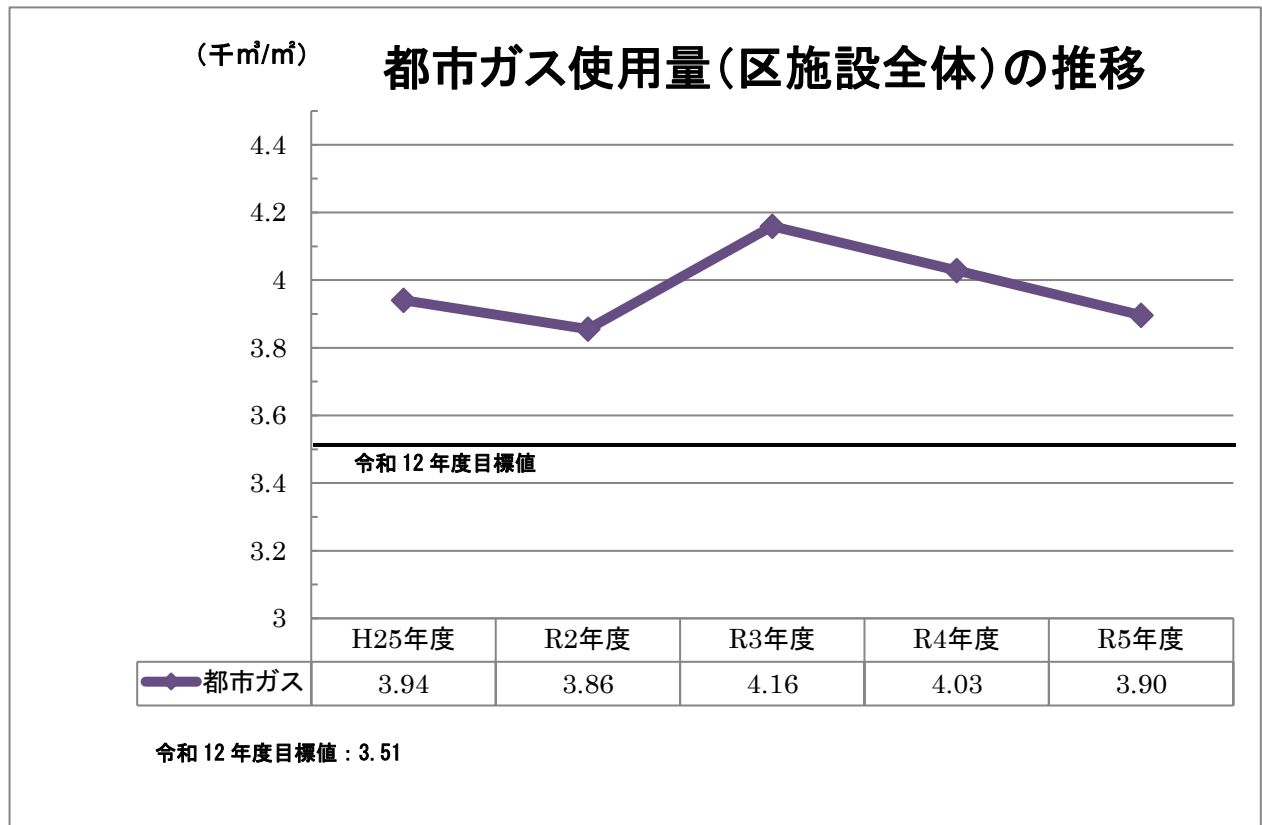
電気使用量は、区有施設延床面積 1 m²あたりで、基準年度である平成 25 年度と比較して増加(8.2%)となりました。令和 5 年度は、前年度と比べ施設の廃止や民間移管により、電気事業者から調達した電気の使用量は減少しました。しかし、省エネ法の改正に伴い、令和 5 年度より自家発電の太陽光発電量を電気使用量に計上することとなったため、全体の電気使用量はやや増加となりました。

電気使用量については、施設数及び利用者数の増減による区独自の要因の他に、気候等の影響を受けやすい傾向にあります。令和 5 年度は前年度と比べ、夏季の平均気温が高く、室温調節のための電気使用が多かったことも使用量が横ばいの一因と考えられます。

各施設では、電力量削減について以下の取組が積極的に行われています。電気の使用量を削減するために、省エネ努力の継続が重要です。

取組事例	▼使用していない部屋や廊下等のこまめな消灯 ▼昼休み・時間外業務時の必要箇所以外の消灯 ▼空調使用時の温度計を利用した室温管理 ▼サーキュレーター、扇風機の併用 ▼ブラインドの活用 ▼クールビズ・ウォームビズの推奨 ▼PC の省電力モードでの運用の徹底
------	---

4-3 都市ガス使用量について



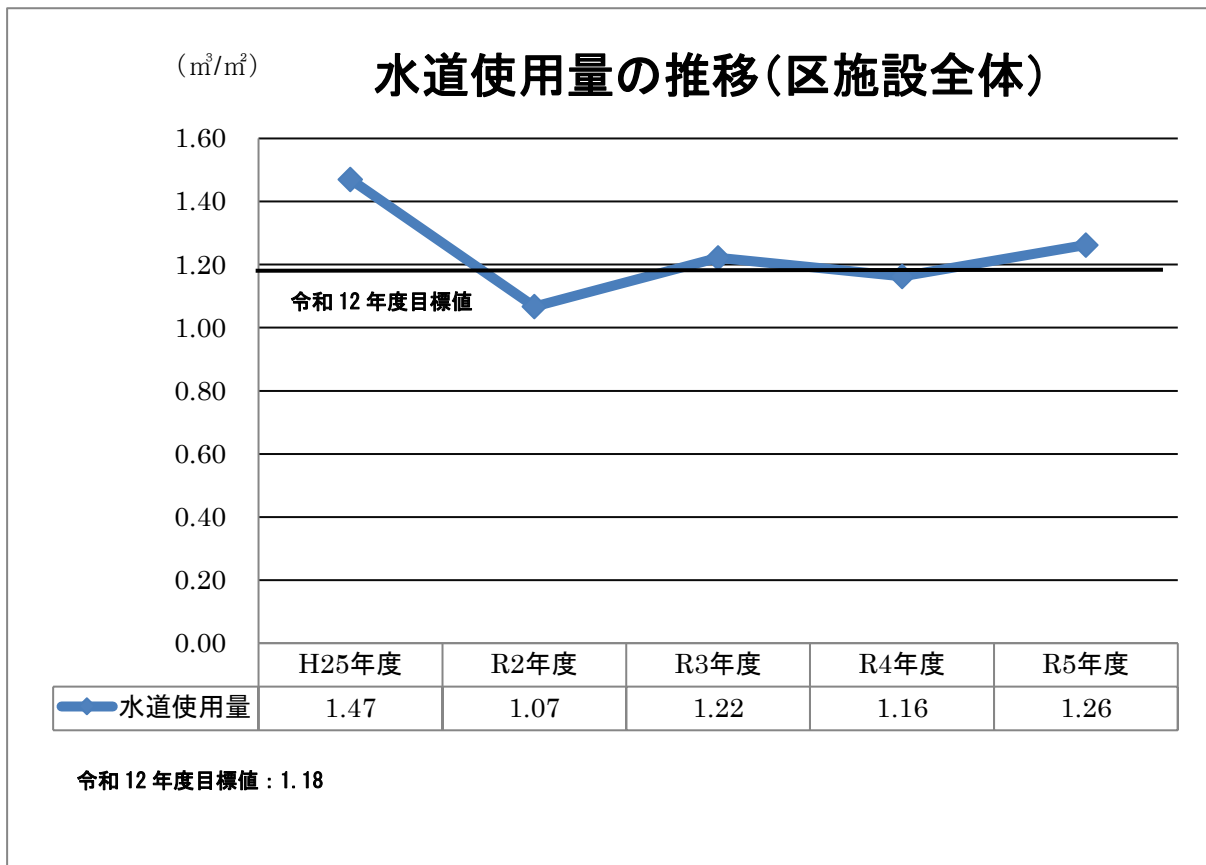
都市ガス使用量は、区有施設延床面積1 m^2 あたりで、基準年度である平成25年度と比較して増加(1.0%)となりました。大型施設の空調は電気ではなく、ガスヒートポンプ方式を採用しています。令和5年度は、ガス使用施設の廃止や民間移管があったこと、年間の平均気温が高かったことから、室温調節やプールの水温調節のためのガス使用が前年度から減少しました。各施設においては、以下の取組が積極的に行われています。

取組事例	▼空調使用時の温度計を利用した室温管理 ▼サーキュレーター、扇風機の併用 ▼ブラインドの活用 ▼クールビズ・ウォームビズの推奨
------	--

・平均気温(℃)

	H25年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
夏季	27.2	25.9	25.2	26.4	28.2
冬季	7.7	8.6	7.2	8.4	8.5
年間	17.1	16.5	16.6	16.4	17.6

4-4 水道使用量について

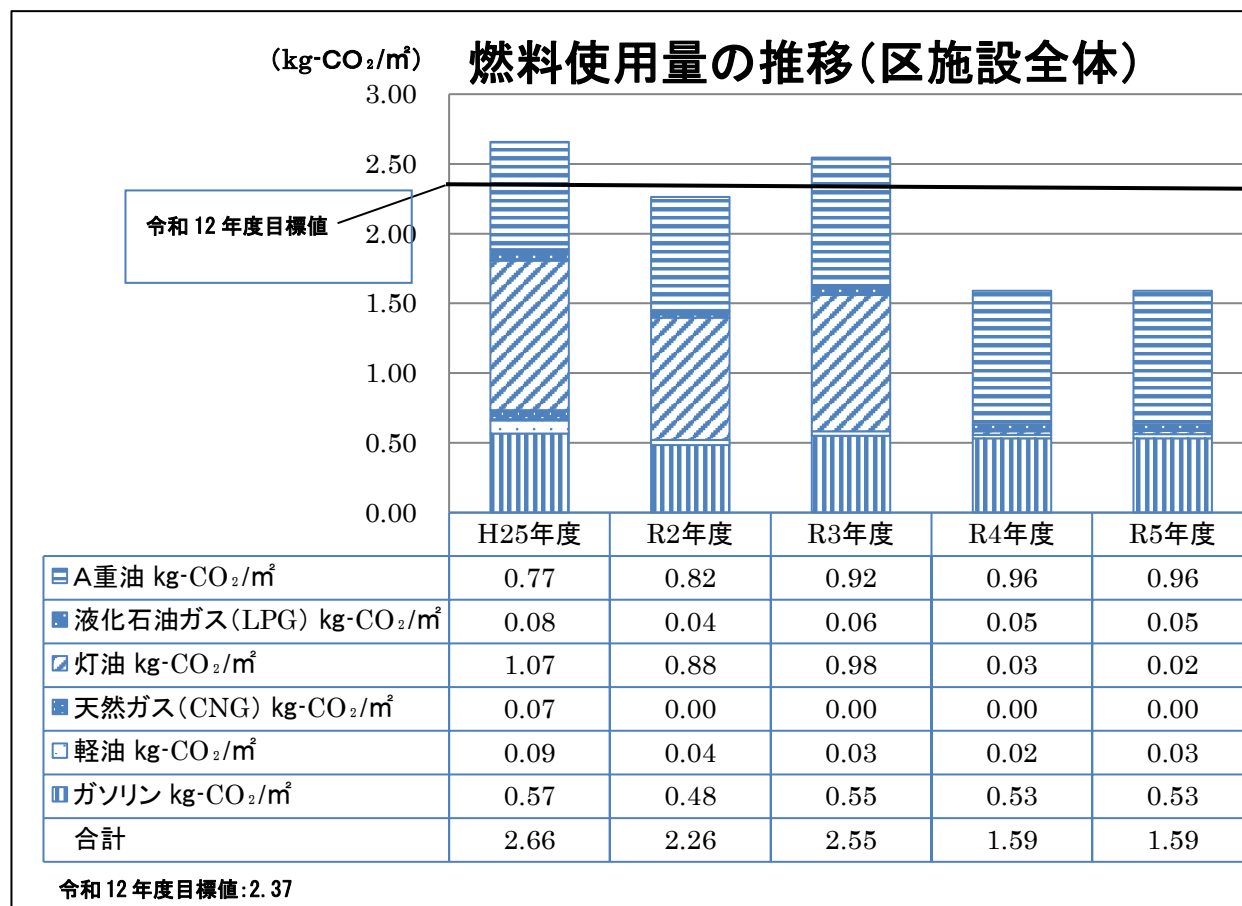


水道使用量は、区有施設延床面積 1 m²あたりで、基準年度である平成 25 年度と比較して減少（▲14.3%）となりました。前年度と比較すると令和 5 年度は増加していますが、これは、令和 5 年度は夏季の気温が高く、公園等の水遊び場を例年より長く使用可能としたことが主な要因と考えられます。

各施設においては、以下の取組が積極的に行われています。水道使用量削減のため、節水への努力の継続が重要です。

取組事例	▼水道メーター確認による漏水のチェックの徹底、注意喚起 ▼張り紙等による節水意識の啓発
------	--

4-5 燃料使用量について



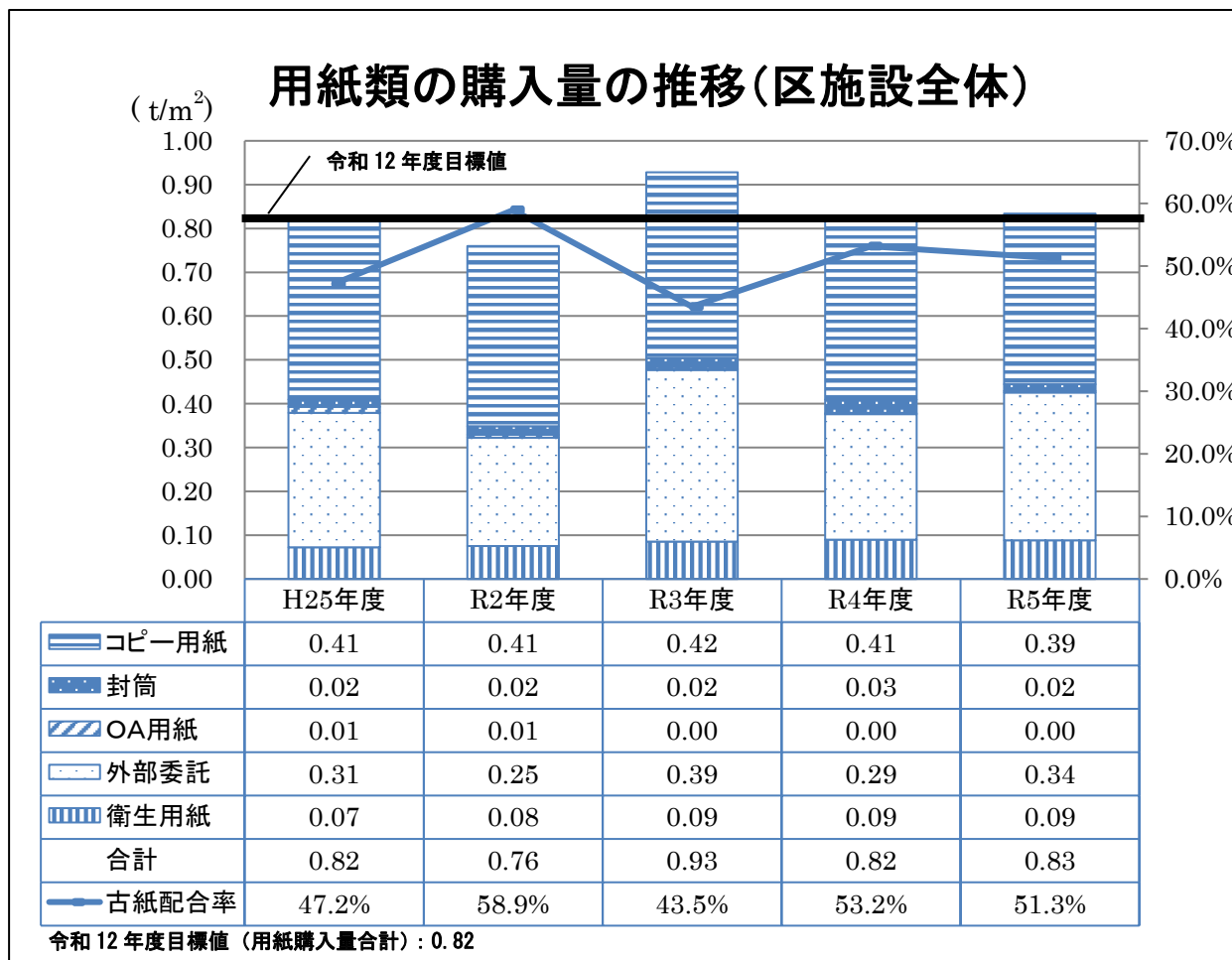
※異なる燃料を比較するため、単位をkg-CO₂/m²としています。

燃料使用量は、区有施設延床面積 1 m²あたりで、基準年度である平成 25 年度と比較して減少（▲40.2%）となりました。令和 4 年度に区外宿泊施設が廃止され、灯油の使用量が減少して以降、すべての項目が横ばい傾向となっています。エコドライブや効率の良い走行ルートを採用等、各種取組を継続して行うことが重要です。

なお、現在区が保有している車両は、電気自動車等、すべて低公害車となっているほか、各施設においては、以下の取組が積極的に行われています。

取組事例	▼課内の車両の使用予定を確認し、相乗りするなどの使用抑制 ▼燃費の良い低公害車の採用 ▼エコドライブの推進 ▼自転車の積極的活用
------	---

4-6 用紙類の購入量について



用紙類の購入量は、区有施設延床面積 1 m²あたりで、基準年度である平成 25 年度と比較してわずかに増加 (1.2%) となりました。

用紙類の購入量は、近年は目標値に近い値で推移しています。令和 5 年度は、区民へ広く頒布する広報物が複数発行され、前年度と比べ外部委託での用紙類購入量が増加したものの、コピー用紙等の削減により全体の購入量は横ばいとなりました。

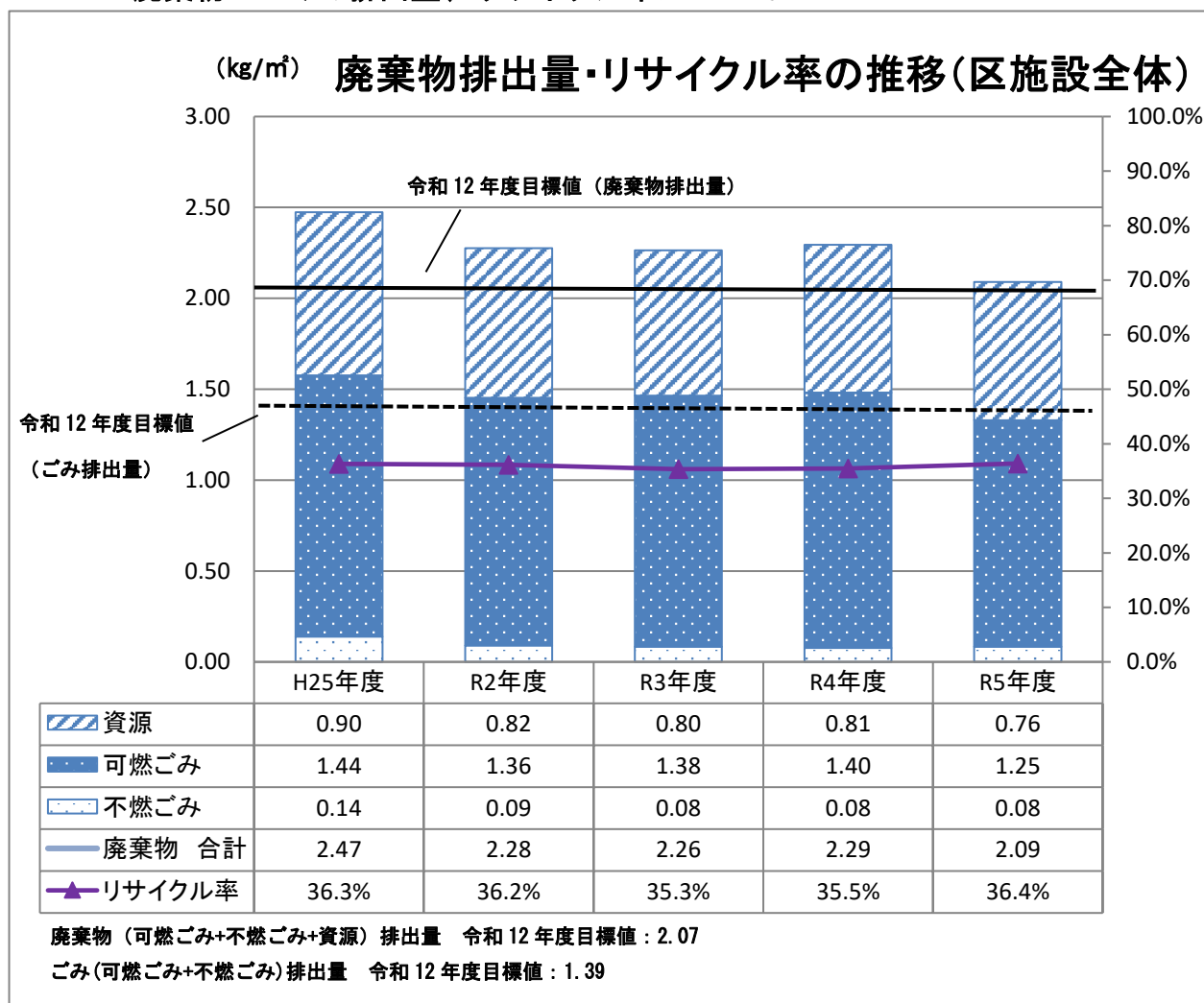
古紙配合率は、用紙類購入量のうち、古紙が占める割合を算出した値です。古紙配合率の算出方法は次のとおりです。

$$\text{古紙配合率} = \frac{\text{各施設における古紙を含む用紙類購入量} \times \text{古紙配合率の総計}}{\text{区有施設全体の用紙類購入量}} \times 100$$

なお、庶務事務システム (ATOMS) の導入や、タブレット機器の使用による庁内会議資料の一部電子化等により、用紙類購入量の削減を図っています。また、各施設においては、以下の取組が積極的に行われています。

取組事例	▼職員向け連絡事項に、職員ポータルでの連絡通知やメッセージを活用 ▼裏紙、両面印刷、2 アップ印刷等の活用 ▼電子決裁の推進
------	--

4-7 廃棄物・ごみの排出量、リサイクル率について



廃棄物排出量は、区有施設延床面積1㎡あたりで、基準年度である平成25年度と比較して減少(▲15.4%)となりました。令和4年度と比較し大幅な減少となった理由としては、施設の廃止や民間移管が複数件あったことが挙げられます。ごみ排出量は令和12年度目標値を達成していますが、今後も引き続き、各ごみの削減及び資源の分別の徹底を図っていくことが重要です。

廃棄物排出量は、ごみ(可燃・不燃)と資源の排出量の合算を指します。リサイクル率は、廃棄物の排出量のうち、資源量が占める割合を算出した値です。リサイクル率の算出方法は次のとおりです。

$$\text{リサイクル率} = \frac{\text{[排出された資源の量]}}{\text{[廃棄物(可燃ごみ+不燃ごみ+資源)排出量]}} \times 100$$

各施設においては、以下の取組が積極的に行われています。

取組事例	▼リサイクル意識の啓発・徹底 ▼修繕で使用可能なものはごみにしないで再利用する ▼消耗品は詰め替えやカートリッジ式等の省資源包装のものを使用する
------	--

5 環境配慮推進に向けた取組（令和6年度の新規・充実施策）

5-1 森林整備事業の実施

二酸化炭素吸収量を増やして地球温暖化を防ぐ取組として、令和4年度から交流都市である福島県福島市の自然林を活用した森林整備を行っています。また、令和5年度からは、山梨県甲府市、新潟県村上市で森林体験ツアーを実施しています。

さらに、都内13区市町村と東京都が連携して、多摩地域の森林整備を進める「多摩の森」活性化プロジェクトへ参加しています。複数の自治体が一体的に森林整備を行う取組は、全国初となります。

本事業にかかる経費は、森林整備に関する施策等の実施のため国から交付される森林環境譲与税を財源として活用しています。

■ 甲府市連携事業「甲府市森林体験ツアー」令和6年5月25日 参加者数：19名

■ 村上市連携事業「鮭のまちで学ぶ森林・自然体験ツアー」

令和6年10月26日～27日 参加者数：親子19組38名

■ 福島市連携事業「親子でつくる「あらかわの森」植樹ツアー」

令和6年11月16日～17日 参加者数：親子15組30名

■ 都内広域連携事業「多摩の森」活性化プロジェクトへの参加

- ・多摩の森の整備及び保全、カーボンオフセット（二酸化炭素吸収量の認証）
- ・多摩の森を活用した、林業作業、自然観察その他の体験活動



▲「多摩の森」間伐作業



▲親子でつくる「あらかわの森」植樹ツアー

5-2 生き物探しイベント「あら坊とつくろう！あらかわ生き物大図鑑」の実施

令和6年度から、生き物探しを通じて、区民の皆さんに身近な環境や自然に興味・関心を持ってもらえるよう、スマートフォンアプリを活用した区民参加の生き物探しイベント「あら坊とつくろう！あらかわ生き物大図鑑」を実施しています。

生き物の識別はAI（人工知能）がサポートしてくれるので、生き物に詳しくない方でも気軽にご参加いただけます。

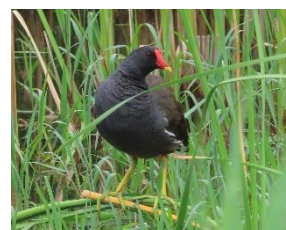
作成した生き物図鑑は区のホームページで公開するとともに今後の環境学習等に活用していきます。

■実施期間：令和6年7月1日～8月31日

■投稿数：3,555件



チョウトンボ



バン

▲区内で撮影した生き物



6 参考資料

6-1 環境活動の取組経緯

平成 7 年	3 月	「地球に配慮した荒川区行動指針」策定
平成 11 年	3 月	「荒川区役所環境配慮率先行動計画」策定(平成 13 年 3 月改定)
平成 13 年	3 月	「荒川区環境配慮行動計画」策定
平成 16 年	3 月	「荒川区環境基本計画」策定
平成 17 年	5 月	「エコアクション 21」認証・登録(本庁舎)
平成 19 年	7 月	荒川区環境先進都市推進本部設置
平成 20 年	9 月	新たな「荒川区環境基本計画」策定
	12 月	「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」策定、 「あらかわ環境アクションプラン」策定、「荒川区環境基本条例」 制定
平成 21 年	4 月	環境審議会設置
平成 22 年	10 月	「荒川区低炭素地域づくり計画」策定
平成 23 年	3 月	荒川区節電本部設置
平成 25 年	12 月	「エコアクション 21」認証・登録の範囲を全区施設へ拡大
平成 26 年	3 月	「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」改定
平成 27 年	4 月	荒川区節電本部廃止 ※以降は環境先進都市推進本部が引き継ぐ
平成 27 年	12 月	独自の環境経営システム「あらかわEMS」運用開始
平成 28 年	3 月	「荒川区低炭素地域づくり計画」改定、 「荒川区役所環境配慮率先行動プラン」を「荒川区役所エコアク ティブプラン」に改称
平成 30 年	3 月	「荒川区役所エコアクティブプラン(平成 30 年度～平成 39 年 度)」策定
令和 3 年	3 月	「荒川区地球温暖化対策実行計画」策定
	6 月	2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカー ボンシティ」を目指すことを表明
	10 月	「荒川区環境基本条例」改正
令和 5 年	3 月	「荒川区地球温暖化対策実行計画」改定、 「荒川区役所エコアクティブプラン(令和 5 年度～令和 12 年度)」 改定
	4 月	「荒川区地球温暖化対策推進条例」施行
令和 6 年	2 月	環境先進都市推進本部廃止 ※以降は庁議での決定・報告に代える

6－2 環境関連法規

法規名称	概 要	施 行	改 正
消防法	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、安寧秩序を保持する。	昭和23年7月24日	令和5年6月16日 法律第58号
毒物及び劇物取締法	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的とする。	昭和25年12月28日	令和5年5月26日 法律第36号
工業用水法	特定の地域について、工業用水の合理的な供給を確保するとともに、地下水の水源の保全を図り、もつてその地域における工業の健全な発達と地盤の沈下の防止に資することを目的とする。	昭和31年6月11日	令和4年6月17日 法律第68号
建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (ビル用水法)	特定の地域内において建築物用地下水の採取について地盤の沈下の防止のため必要な規制を行なうことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	昭和37年5月1日	令和4年6月17日 法律第68号
大気汚染防止法	工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進し、並びに自動車排出ガスに係る許容限度を定める。	昭和45年11月1日	令和4年6月17日 法律第68号
騒音規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定める。	昭和45年11月1日	令和4年6月17日 法律第68号
水質汚濁防止法	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図る。	昭和46年6月24日	令和4年6月17日 法律第68号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。	昭和46年9月24日	令和4年6月17日 法律第68号
悪臭防止法	工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進する。	昭和47年5月31日	令和4年6月17日 法律第68号
都市緑地法	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まり、良好な都市環境の形成を図る。	昭和49年2月1日	令和6年5月29日 法律第40号
振動規制法	工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴い発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定める。	昭和51年12月1日	令和4年6月17日 法律第68号

法規名称	概 要	施 行	改 正
エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(省エネ法)	工場等、輸送、建築物及び機械器具等についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の最適化に関する所要の措置その他非化石エネルギーを含めた全てのエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換を総合的に進めるために必要な措置等を講ずる。	昭和54年10月1日	令和5年4月1日 法律第46号
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	平成5年11月19日	令和3年9月1日 法律第36号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)	容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずる。	平成7年12月15日	平成23年8月30日 法律第105号
新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法	経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保に資するため、新エネルギー利用等についての国民の努力を促すとともに、新エネルギー利用等を円滑に進めるために必要な措置を講ずる。	平成9年6月23日	平成26年6月13日 法律第67号
地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策法)	地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずる。	平成11年4月8日	令和6年6月19日 法律第56号
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法	大気の汚染が著しい特定の地域について、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の総量の削減に関する基本方針及び計画を策定し、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準の確保を図る。	平成12年4月1日	令和2年4月1日 法律第14号
循環型社会形成推進基本法	循環型社会の形成について基本原則を定め、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定める。	平成12年6月2日	平成24年6月27日 法律第47号
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	特定の建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。	平成12年11月30日	令和4年6月17日 法律第68号
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定める。	平成13年1月6日	令和3年9月1日 法律第36号
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)	環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的とする。	平成13年4月1日	令和6年3月29日 条例第92号

法規名称	概要	施行	改正
特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)	特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずる。	平成13年4月1日	令和2年4月1日 法律第61号
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進する。	平成13年7月15日	令和4年6月17日 法律第68号
使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)	自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずる。	平成15年1月11日	令和5年6月16日 法律第63号
土壌汚染対策法	土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図る。	平成15年2月15日	令和4年6月17日 法律第68号
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律	環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について基本理念を定め、基本方針の策定その他の環境保全活動の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定める。	平成15年10月1日	平成23年6月15日 法律第67号
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律	事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずる。	平成17年4月1日	平成17年7月26日 法律第87号
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)	国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関し、基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、国等が排出する温室効果ガス等の削減を図る。	平成19年5月23日	令和3年9月1日 法律第36号
荒川区環境基本条例	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、その施策を総合的、計画的かつ効果的に推進する。	平成21年1月1日	令和3年10月25日 条例第26号
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)	フロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針並びにフロン類及びフロン類使用製品の製造業者等並びに特定製品の管理者の責務等を定め、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化のための措置を講ずる。	平成27年4月1日	令和4年6月17日 法律第68号
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、一定規模以上の建築物の建築物エネルギー消費性能基準への適合性を確保するための措置、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定その他の措置を講ずる。	平成28年4月1日	令和5年6月16日 法律第58号

法規名称	概 要	施 行	改 正
気候変動適応法	気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進その他必要な措置を講ずる。	平成30年12月1日	令和5年6月1日 法律第23号
食品ロスの削減の推進に関する法律	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進する。	令和元年10月1日	—
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律	国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずる。	令和4年4月1日	令和4年6月17日 法律第68号
荒川区地球温暖化対策推進条例	地球温暖化対策に関し、区民、事業者及び区の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の基本的な事項等を定めることにより、地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進し、もって脱炭素社会の実現を図り、現在及び将来の区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とする。	令和5年4月1日	令和6年3月19日条 例第13号

6－3 国、東京都の計画と目標値

—	計画名称	概要	温室効果ガス 排出量 削減目標	策定または 閣議決定	改定
国	地球温暖化対策計画	地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が地球温暖化対策法に基づいて策定する地球温暖化に関する総合計画である。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の目標、事業者、国民が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国、地方公共団体が講ずべき施策等について記載している。	2030年度において 46%削減 (2013年度比)	平成28年 5月13日 閣議決定	令和3年 10月22日 閣議決定
東京都	ゼロエミッション 東京戦略2020 Update & Report	2019年12月に、2050年CO ₂ 排出実質ゼロに向けた「ゼロエミッション東京戦略」を策定・公表した。2030年までに都内温室効果ガス排出量を半減する「カーボンハーフ」と、再生可能エネルギーによる電力利用割合を50%程度まで高めることを表明するとともに、新たに2030年に向けた社会変革のビジョン「2030・カーボンハーフスタイル」を提起している。	2030年度において 50%削減 (2000年度比)	令和3年3月 策定	—

荒川区役所環境活動レポート 令和 5 年度版
登録(06)0093 号
令和 6 年 12 月 19 日登録・発行

編集・発行 荒川区環境清掃部環境課
荒川区荒川一丁目 53 番 20 号
(あらかわエコセンター)
電話(3802) 3111 内線 482

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標（SDGs）は、貧困や平等、格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標です。